条件付き一般競争入札
（委　託）
様　式

○様式第１号　　競争入札参加資格確認申請書

○様式第２号　　同種又は類似業務の実績

○様式第３号　　配置予定技術者の資格・業務経歴等

○様式第３号の２　会社の所属技術者（測量士及び測量士補）名簿

○様式第３号の３　準県内の常勤技術者名簿

※様式については、入札公告で提出を求められているもののみを提出下さい。

秋田県北秋田地域振興局総務企画部総務経理課

（様式第１号）

年　　月　　日

（契約担当者）　様

住所
商号又は名称
代表者氏名

競争入札参加資格確認申請書

秋田県が調達する次の案件の委託契約に係る条件付き一般競争入札への参加資格について確認されたく、資料を添えて申請します。

なお、地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当しないこと、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく民事再生手続開始の申立て中でないこと、秋田県税に滞納がないこと、社会保険に加入し、かつ社会保険料に滞納がないこと（適用除外事業所を除く。）並びに添付書類の内容が事実と相違ないことを誓約します。

委託業務名

委託番号

（様式第２号）

同　種　又　は　類　似　業　務　の　実　績

会社名：

問い合わせ連絡者　　(TEL)

業務番号(業務番号がない
場合は業務名)

業　務　名	発　注　者　名 (1) 契約担当機関名 (2) 担当事務所名	箇　所　名 (1) 都道府県 (2) 施工地名	契約金額 (百万円)	履　行　期　間 (年月、○ヶ月)	受注形態 (ＪＶの場合 出資比率)	業　務　の　概　要 【条件に関連する業務種別、業務数量等を記載のこと】	ＴＥＣＲＩＳ (1)登録の有無 (2)登録番号
	(1) (2)	(1) (2)		年　月～ 年　月 (　　ヶ月)	単体・ＪＶ (　　%)		登録：有・無 番号：
	(1) (2)	(1) (2)		年　月～ 年　月 (　　ヶ月)	単体・ＪＶ (　　%)		
	(1) (2)	(1) (2)		年　月～ 年　月 (　　ヶ月)	単体・ＪＶ (　　%)		

1　入札参加資格とされている同種又は類似業務に該当する主要な業務の実績について、的確に判断できるよう具体的に記載すること。なお、記載に不備・不足がある場合は追加の資料提出を求める場合がある。

2　同種又は類似業務とは、発注概要書に示すものとし、国、特殊法人（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成１２年法律第１２７号）第２条第１項に規定する特殊法人等をいう。）、地方公共団体（事業団を含む。）又は秋田県における市町村橋梁等長寿命化連絡協議会のいずれかが発注した業務に限る（建築関係建設コンサルタント業務を除く。）。

3　複数の業務を記載する場合は、秋田県発注、それ以外の公共、民間（建築関係コンサルタント業務の場合に限る。）の順に記載すること。

4　記載した業務の完了年月日が確認できる資料の写し及び金抜き設計書、設計図面、特記仕様書等で同種業務であることが確認できる資料の写しを添付すること。ただし、ＴＥＣＲＩＳに登録し、その内容が確認できる場合は不要とする。（登録番号を記載すること。）

5　ＪＶで実施した業務については発注概要書に示す出資比率以上の場合のみ実績として認めるので、協定書の写しを添付すること。

（様式第３号）

配置予定技術者の資格・業務経歴等

会社名：

問い合わせ連絡者　　（TEL）

業務番号（業務番号がない場合は業務名）

配置予定の立場 ・管理 ・照査 ・担当	氏　名	保有する資格 ・法令による資格の名称、取得部門分野、登録番号、取得年月日	業務経歴（過去に従事した同種業務の内容等）						
			業務名	発注者名	業務場所（都道府県）	契約金額（百万円）	履行期間	従事役職	業務概要【業務内容の具体を記載のこと】
所属企業等の登録番号			登録（更新）年月日				登録部門		

１　この様式に記載するいずれの技術者も資格要件等を満たさない場合は入札参加資格無しと判断するため、技術者の候補が複数いる場合は全て記載できるものであること。

２　「配置予定の立場」欄には、当該業務における立場（管理技術者、照査技術者、担当技術者等）を明記すること。

３　資格を証する書面の写しを添付すること。

４　雇用関係及び常勤性があることを確認できる健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書及び雇用保険被保険者資格喪失届・氏名変更届（資格取得年月日と事業所名の記載があるもの。）等の写し、又はこれらに準ずる資料を添付すること。

５　「業務経歴」欄には、入札公告において同種類似業務の経歴が入札参加資格とされている場合のみ記載すること。なお、記載に不備・不足がある場合は追加の資料提出を求める場合がある。

なお、記載する経歴は国、特殊法人（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成１２年法律第１２７号）第２条第１項に規定する特殊法人等をいう。）、地方公共団体（事業団を含む。）又は秋田県における市町村橋梁等長寿命化連絡協議会のいずれかが発注した業務に限り（建築関係建設コンサ

ルタント業務を除く。）、経歴における従事役職は問わない。
６　複数の業務を記載する場合は、秋田県、それ以外の公共、民間（建築関係コンサルタント業務の場合に限る。）発注業務の順に記載すること。
７　記載した業務の完了年月日が確認できる資料の写し及び金抜き設計書、設計図面、特記仕様書等で同種業務であることが確認できる資料の写しを添付すること。
８　「従事役職」欄には、管理技術者又は照査技術者等の役職名を記載し、現場での技術的な関わりが判断できる資料を添付すること。
９　上記７及び８については、当該業務がＴＥＣＲＩＳに登録され、その内容が確認できる場合は不要とする。（業務概要欄に登録番号を記載すること。）
10　「所属企業等の登録番号」には登録規程等に基づく登録通知（以下「登録通知」といい、入札参加資格確認申請期限の日時点で有効なものに限る。）に記載された登録番号を記載すること。
11　「登録（更新）年月日」には登録通知に記載された登録（又は更新）年月日を記載すること。
12　「登録部門」には登録通知に記載された登録部門のうち、入札参加資格に求める部門について記載すること（登録通知に登録部門の記載がない業種の場合は「測量」「建築」「地質」等の別を記載することとし、複数の部門等が要件の場合はその全てについて記載すること。）。

（様式第３号の２）

会社の所属技術者（測量士及び測量士補）名簿

会社名：

問い合わせ連絡者　　(TEL)

業務番号(業務番号がない場合は業務名)

測量士の数：　　名、測量士補の数：　　名、合計　　名

	事業所名（主たる営業所・営業所名）	資格名（測量士・測量士補）	氏　名	資格登録番号､取得年月日等
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				

１　測量業務において会社と雇用関係にある技術者の数が入札参加資格となっている場合に提出すること。
２　作成基準日は、確認申請書等の申請の日とする。
３　主たる営業所又は営業所ごとに記載すること。（記載欄が不足の場合は適宜追加する。）
４　資格を証する書面の写しを添付すること。
５　雇用関係及び常勤性があることを確認できる健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書及び雇用保険被保険者資格喪失届・氏名変更届（資格取得年月日と事業所名の記載があるもの。）等の写し、又はこれらに準ずる資料の写しを添付すること。

（様式第３号の３）

準　県　内　の　常　勤　技　術　者　名　簿

会社名：

問い合わせ連絡者　　（TEL）

業務番号（業務番号がない場合は業務名）

	氏　　名	住　　所	資格（部門、分野、登録番号、取得年月日等）
1			
2			
3			
4			
5			

１　準県内（当該業務部門に係る技術士、技術士同等又はＲＣＣＭの資格を有する者が秋田県内の営業所に常勤していること）が入札参加資格となっている場合に提出のこと。

２　資格を証する書面の写しを添付すること。

３　雇用関係及び常勤性があることを確認できる健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書及び雇用保険被保険者資格喪失届・氏名変更届（資格取得年月日と事業所名の記載があるもの。）等の写し、又はこれらに準ずる資料の写し及び引き続き３ヶ月以上秋田県内に住所のある住民票（入札参加資格確認申請期限の日以前３ヶ月以内に発行されたもの。）の写しを添付すること。なお、転勤等の事情により３ヶ月以上居住している住民票を確認できない場合は、技術者が継続して配置されていることを確認できる前任者の上記書類を添付すること。

契約保証に関する説明事項（委託）

秋田県北秋田地域振興局総務企画部総務経理課

１　次のいずれかに該当する場合、契約保証金を免除することができる。

（１）秋田県財務規則第１７８条第３号による場合（同種同規模の実績）

落札者（共同企業体の場合はその構成員それぞれ）が、過去２年の間（※１）に国又は地方公共団体（※２）と種類（※３）及び規模（※４）をほぼ同じくする契約を２回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行した実績を有する者で、「契約保証金免除申請書」（別記様式）により関係書類を提出し、契約担当者が認めた場合。

この場合の実績には、共同企業体としての実績は含まないものとする。

なお、変更契約を行う場合において、変更契約後の契約金総額に対して、当初契約時に免除申請した実績が本項の基準を満たしていないときは、変更契約時に新たに「契約保証金免除申請書」を提出するか、契約事項第３条の２第１項の規定により保証を付さなければならない（当初契約時に提出されている実績が本項の基準を満たす場合は、変更契約時の免除の根拠書類とすることができる）。

※１　「過去２年の間」とは、対象案件の当初契約締結日から２年前までをいい、この間に着手し、完了している業務を対象とする（変更契約においても当初契約締結日を基準とする）。

※２　公社、公団、事業団、独立行政法人等は含まない。
地方公共団体は、都道府県、市区町村に限る（地方公共団体の組合、財産区等は含まない）。

※３　「種類」をほぼ同じくする契約とは、対象案件の業務別発注概要書Ａに記載された入札参加者の資格のうち､秋田県入札制度実施要綱・有資格者名簿の登載業種(以下「登載業種」という。）と同一の業種（測量業務、土木関係建設コンサルタント業務、補償コンサルタント業務、地質調査業務、環境調査業務）に相当する業務委託契約とし、対象案件が複数の登載業種を求めていた場合、その全ての業種に相当する業務委託契約の実績とする。

証明に当たっては、過去の契約において求められた登載業種を証明する必要はなく、提出資料により対象案件と同一業種の内容であるか否かを判断する。

※４　「規模」をほぼ同じくする契約とは、契約金額（実績）が対象案件の予定価格以上である契約とする。

（２）秋田県財務規則第１７８条第６号による場合（少額随意契約）

随意契約を締結する場合において、契約予定金額が２００万円以下である場合。

ただし、変更契約後の契約金総額が２００万円を超える場合は、(1)の規定により免除するか、契約事項第３条の２第１項の規定により保証を付さなければならない。

２　その他、契約保証に関する取扱いについては、「工事請負契約における契約の保証に関する取扱いについて（平成８年４月１日付け監－１３４）」及び「工事請負契約の工期変更に伴う契約保証期間の取扱いについて（平成９年２月７日付け監－１６２９）」に準じて取り扱うものとする。

契約保証を付す場合の取扱いの詳細については「工事請負契約における契約の保証に関する説明事項」（別紙２）を確認ください。

（別記様式）

契約保証金免除申請書

（契約担当者）
○○地域振興局長
○○　○○

年　　月　　日

（申請者）
所　在　地
商号又は名称
代 表 者 氏 名

（○○－○○○－○○）○○○○○○○○業務委託契約に係る契約保証金の納付を次の理由により免除してくださるよう申請します。

【理由】※該当する番号に○を付ける

1）保険会社との間に県（契約担当者）を被保険者とする履行保証保険契約を締結している。
2）保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令第 100 条の３第２号の規定に基づき財務大臣が指定する金融機関との間に工事履行保証契約を締結している。
3）過去２年の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を２回以上にわたって締結し、かつ、誠実に履行した。
4）随意契約を締結する場合において、契約予定金額が２００万円以下である。

【添付書類等】

1）の場合は、履行保証保険契約に係る保険証券を添付すること。
2）の場合は、工事履行保証契約に基づく保険会社の履行保証証券を添付すること。
3）の場合は、次の表に実績の内容を記載し、その実績を証明する書類として、「検査結果通知書の写し及び業務内容が分かる契約図書の写し」など「発注機関」「業務内容」「履行期間」が分かるものを添付すること。
ただし、TECRIS 又は PUBDIS に登録し、その内容が確認できる場合は、「TECRIS 実績データ（又は PUBDIS 業務カルテ情報）の写し」のみを添付すれば良い。

【種類及び規模をほぼ同じくする契約の内訳】

発注者名	業務名	契約金額	着手年月日	完了年月日	種別

※「種別」欄には、建設コンサルタント業務の種類（「測量」「土木」「補償」「地質」「環境」の別）を記載すること。

【同種同規模実績に係る留意事項】

1）「過去２年の間」とは

対象案件（契約しようとする案件のことをいう。以下同じ）の当初契約締結予定日から２年間までをいい、この間に着手し、完了している業務を対象とする（変更契約においても当初契約締結日を基準とする）。

2）「国又は地方公共団体」とは

公社、公団、事業団、独立行政法人等は含まない。

地方公共団体は、都道府県、市区町村に限る（地方公共団体の組合、財産区等は含まない）。

3）「種類をほぼ同じくする契約」とは

対象案件の業務別発注概要書Ａに記載された入札参加者の資格のうち、秋田県入札制度実施要綱・有資格者名簿の登載業種（以下「登載業種」という。）欄に記載されたものと同一の業種（測量業務、土木関係建設コンサルタント業務、補償コンサルタント業務、地質調査業務、環境調査業務のいずれか）に相当する業務とし、対象案件が複数の登載業種を求めていた場合、その全ての業種に相当する業務の実績とする。

証明又は確認に当たっては、過去の契約において求められた登載業種を証明又は確認する必要はなく、提出資料により対象案件と同一業種の内容であるか否かを判断する（申請者は、発注者が容易に判断可能な資料を添付するよう配慮すること）。

4）「規模をほぼ同じくする契約」とは

実績の契約金額（税込）が対象案件の予定価格（変更契約においては、変更契約後の契約金総額）以上である契約とする。

5）「TECRIS 実績データ（又は PUBDIS 業務カルテ情報）の写し」を添付する場合

「登録種別（完了登録であること）」「発注者機関名」「件名」「請負金額」「履行期間」「主な業務の内容」「業務概要」（PUBDIS の場合は「発注者等名称」「業務名称」「契約金額」「業務種別」「業務内容」）欄にそれぞれ○を付けて提出すること。

なお、「TECRIS」とは一般財団法人日本建設情報総合センターの業務実績情報システムのことをいい、「PUBDIS」とは一般財団法人公共建築協会の公共建築設計者情報システムのことをいう。

6）落札者が共同企業体の場合は、構成員それぞれについて同種同規模実績を２以上記載すること。

7）共同企業体としての実績は記載しないこと。

【その他の留意事項】

契約保証金免除申請書を提出しても、免除が認められない場合があることに留意すること。

（別紙１）

工事請負契約における契約の保証に関する説明事項

工事請負契約は、請負代金額の10分の１（役務的保証を付した場合又は低入札価格調査を経て契約を締結する場合にあっては、10分の３）以上を保証する次の(1)～(5)に掲げるいずれかの保証が付された後、工事請負契約書案に定める日に締結するものとする。ただし、当該定める日までに(3)～(5)に掲げる保証を得ることができない場合は、あらかじめ契約担当者にその旨を申し出、落札日から５日を超える期間を要する場合にあっては、契約締結期限の延長願(別紙様式)を提出し、契約担当者の承認を受けなければならない。

(1) 契約保証金の納付

1) 落札者は、契約担当者に、契約保証金を納付する旨を申し出、請負代金額の10分の１（役務的保証を付した場合又は低入札価格調査を経て契約を締結する場合にあっては、10分の３）以上の金額を記載した納入通知書の交付を受け、指定金融機関等に当該金額を払い込んで、領収書の交付を受け、当該領収書を契約担当者に提示すること。

2) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合又は工期を変更する場合等の取扱いについては、契約担当者の指示に従うこと。

3) 契約者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき又は契約者がその債務の履行を拒否し、若しくは契約者の責に帰すべき事由によって契約者の債務について履行不能となったときは、契約保証金は、地方自治法第234条の２第２項の規定により秋田県に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

4) 契約者は、工事完成後、契約担当者から口座振替により契約保証金の返還を受けるものであること。

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

1) 契約保証金に代わる担保としての有価証券は、利付き国債、秋田県債、郵便貯金銀行が発行する振替払出証書及び郵便貯金銀行が発行する為替証書とする。

2) 落札者は、契約担当者に保管有価証券納付書を提出し、出納機関に対して契約保証金の金額に相当する金額の保管有価証券を納付し、保管有価証券保管証書の交付を受けること。なお、提供された有価証券等は、一通につき一工事のみ担保するものとする。

3) 保管有価証券納付書の宛名の欄は、「(契約担当者　職氏名を記載すること)」及び「(出納機関職氏名を記載すること)」と記載すること。

4) 落札者は、契約担当者に保管有価証券保管証書を提示すること。

5) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合又は工期を変更する場合等の取扱いについては、契約担当者の指示に従うこと。

6) 契約者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき又は契約者がその債務の履行を拒否し、若しくは契約者の責に帰すべき事由によって契約者の債務について履行不能となったときは、保管有価証券は、地方自治法第234条の２第２項の規定により

秋田県に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

7) 契約者は、工事完成後、請負代金の支払請求書の提出とともに保管有価証券払出請求書を契約担当者に提出すること。

(3) 銀行等又は保証事業会社の保証

1) 契約保証金の支払いを保証できる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律に規定する金融機関及び公共工事の前払金保証事業に関する法律に規定する保証事業会社とする。

2) 保証書の宛名の欄は、「(契約担当者職氏名を記載すること)」と記載するよう申し込むこと。

3) 保証債務の内容は工事請負契約書に基づく債務の不履行に基づく損害金の支払いであること。

4) 保証金額が契約保証金の金額以上とすること。

5) 保証期間が工期(余裕期間制度を設定した請負契約にあっては全体工期､以下同じ｡)を含むものとすること。

6) 保証債務履行の請求の有効期間が保証期間経過後６ケ月以上確保されていること。

7) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合又は工期を変更する場合等の取扱いについては、契約担当者の指示に従うこと。

8) 契約者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき又は契約者がその債務の履行を拒否し、若しくは契約者の責に帰すべき事由によって契約者の債務について履行不能となったときは、銀行等又は保証事業会社から支払われた保証金は、地方自治法第234条の２第２項の規定により秋田県に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

9) 契約者は、銀行等の保証を付した場合にあっては、工事完成後、契約担当者から保証書(変更契約書がある場合は、変更契約書を含む。)の返還を受け、銀行等に返還するものとする。

(4) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

1) 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。

2) 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、「(契約担当者職氏名を記載すること。)」と記載するように申し込むこと。

3) 保証金額は、請負代金額の10分の１（役務的保証を付した場合又は低入札価格調査を経て契約を締結する場合にあっては、10分の３）の金額以上とする。

4) 保証期間は、工期を含むものとすること。

5) 請負代金額を変更する場合又は工期を変更する場合等の取扱いについては、契約担当者の指示に従うこと。

6) 契約者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき又は契約者がその債務の履行を拒否し、若しくは契約者の責に帰すべき事由によって契約者の債務について履行

不能となったときは、保険会社から支払われた保証金は、地方自治法第234条の２第２項の規定により秋田県に帰属する。なお、役務的保証を付した場合で保険会社から保証金が支払われた場合を除き、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(5) 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険による保証

1) 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に、保険金を支払うことを約する保険である。

2) 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。

3) 保険証券の宛名の欄には、「(契約担当者職氏名を記載するものとする。)」と記載するように申し込むこと。

4) 保険金額は、請負代金額の10分の１（役務的保証を付した場合又は低入札価格調査を経て契約を締結する場合にあっては、10分の３）の金額以上とする。

5) 保険期間は、工期を含むものとする。

6) 保証の対象に「契約者の責に帰すべき事由によって契約者の債務について履行不能となった場合」を含むこと。

7) 請負代金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当者の指示に従うこと。

8) 契約者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき又は契約者がその債務の履行を拒否し、若しくは契約者の責に帰すべき事由によって契約者の債務について履行不能となったときは、保険会社から支払われた保険金は、地方自治法第234条の２第２項の規定により秋田県に帰属する。なお、役務的保証を付した場合で保険会社から保証金が支払われた場合を除き、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

様式１

年　　月　　日

契約担当者

申請者
住　　所
商号又は名称
氏　　名

契約締結期限延長申請書

次の理由により、契約の締結期限の延長を申請します。

業　務　名	
業　務　場　所	
落札の通知を受けた日	年　　月　　日
延　長　す　る　期　限	年　　月　　日
落札の通知を受けた日から５日以内に契約を締結できない理由	

年　　月　　日

上記申請に基づく契約の締結期限の延長を承認します。

契約担当者